TM訴訟 原告請求棄却

参加権利「法の保護外」

京都地裁判決

二〇〇五年のタウンミーティング（TM）イン京都（内閣府主催、京都市教育委員会共催）に参加を申し込んだ市民四人が、不正抽選で意図的に落選させられ、精神的苦痛を受けたとして、国と市に計八百万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が八日、京都地裁であった。吉川慎一裁判長は抽選の不正は認めたが、「原告が参加し、意見を述べる権利は憲法などの法的保護に値しない」として請求を棄却した。（9面に関連記事）

意図的落選は認定

左京区の大学職員時田直子さん（54）ら原告側は控訴する方針。

市教委は訴訟で「内閣府が勝手にやった」と主張していたが、吉川裁判長は「市教委が落選を要請し、内閣府が実行した」と認め、「公務の執行に対する信頼を傷つけた点があったことは否定できない」と述べた。

判決は▽市教委は時田さんら二人が「過去のイベントで妨害したことがあり、トラブルを起こすかもしれない」と応募リストを送付させ、名指しして落選を求めた▽内閣府は応募番号の中に落選番号を決め、二人を参加させなかった―と認定した。その上で「TMは参加希望者全員が参加できるものとして企画されたわけではなく、参加できない者が生じることは当然の前提」と、国と市の主張に沿って、原告の損害を否定した。

市教委の稲田新吾総務課長は「円滑な実施のため国に対して行った市の対応が適法と認められた」、内閣府の小野稔参事官は「主張がおおむね認められた」とコメントした。

タウンミーティング　閣僚が内閣の重要課題について国民から広く意見を聞き、内閣と国民の対話を促進する目的で、小泉内閣時の2001年6月から始まり、06年9月までに全国各地で174回実施された。同年末に参加者への発言依頼などが発覚、内閣府の調査委員会の報告によると、発言内容まで依頼した「やらせ質問」が15回あったほか、一部の質問に謝礼が支払われていた。

市民感覚とかけ離れ

△解説▽国と京都市教委が一緒になって、特定の人物を意図的に落選させた事実を明確に認めながら、最終的に免責した八日の京都地裁判決は、TMが国への意見表明の機会だと信じた市民の思いとはかけ離れた内容だった。

国と市を勝たせた論拠は「原告には法的保護に値する権利や利益はない」という一点に尽きる。TMの開催は単なるサービスで、市民が直接参加する権利など最初からない、というわけだ。

判決は、落選させた行為について「抗議行動でイベントが進められなくなる事態を回避するためで、目的は正当」とも認めた。具体的に差し迫った「危険」ではなく、推測だけで参加を排除できるとした判断には疑問が残る。

結局、判決は、TMの掲げる「国民との直接対話」「草の根民主主義」が建前にすぎず、広く国民の声に耳を傾けたように装う形式的な「アリバイ作りの場」だったと、認定したとも言える。

その意味で、国と市は、手放しで勝訴と喜んではいけない。道義的な責任を受け止めるとともに、「民意は都合よく利用するもの」という発想を根本から改める必要がある。

（社会報道部　阿部秀俊）

京都新聞（夕刊）　2008年（平成20年）12月8日　月曜日

「これは民主主義ではない」

TM訴訟棄却

言論封じに不安も 原告、怒りと驚き

「これは民主主義ではない」。タウンミーティング（TM）をめぐる訴訟で国と京都市教育委員会の責任を認めなかった八日の京都地裁判決に、原告たちは怒りの声をあげた。意図的に抽選で落選させたことは認めながらも「（TMで意見を述べる権利は）法的保護に値しない」とする判決理由に、原告や支援者は言論封じが正当化される恐ろしさへの不安を見せた。

「原告の訴えをいずれも棄却する」と主文が読み上げられると、傍聴席から「えっ」という驚きの声が漏れた。原告の蒔田直子さん（54）は信じられない様子で、身じろぎもせず裁判長を見つめた。判決後、蒔田さんは「これは民主主義じゃない」と目を赤くした。支援者も「最悪のパターンだ」と憤った。

蒔田さんは「不当に市民の権利を侵害しても裁かれないのでは、行政の不正に司法がお墨付きを与えたのと同じ。タウンミーティングに参加し意見を述べる権利は、それほど軽いものではない」と非難した。

京都弁護士会館（京都市中京区）で開かれた報告集会には支援者約六十人が集まった。応募時の受付番号の末尾が蒔田さんと同じだったため落選させられた原告の松田浩二さん（52）＝大阪府枚方市＝は「門前払いに近い内容。覆す責任がある」話した。

蒔田さんは、国や市教委の道徳教育に反対する市民ネットワークの連絡先を引き受け、市教委に申し入れ活動をしてきた。まさか自分が「危険人物」としてTMの抽選で排除されたとは思っていなかった。集会で蒔田さんは「（親子参加が原則のTMで）一番の被害者は参加できなかった子どもたち。きちんと子どもに説明できるまで、やめられない」と今後のたたかいへの決意を語った。

また、判決で市教委が主導して落選を要請したと認められたことについて、蒔田さんは「学校で子どもにうそをつかないように教えているのに、市教委は居直っている。謝罪してほしい」と話した。

タウンミーティング訴訟で主張が認められなかった判決に報告集会で怒りを見せる原告の蒔田さん（左から2人目）＝午前10時半、京都市中京区・京都弁護士会館

2008.12.8 毎日

〔第3種郵便物認可〕

タウンミーティング不正抽選

国賠請求認めず

京都地裁判決

京都市で05年11月、内閣府主催・市教委共催の「文化力タウンミーティング（TM）京都」が開かれた際、不正抽選によって参加・発言の機会を奪われたとして、同市左京区の大学職員、蒔田直子さん(54)と夫の中学教諭、朴洪奎（パクホンギュ）さん(56)ら4人が国と市を相手取り、総額800万円の慰謝料を求めた訴訟の判決が8日、京都地裁であった。吉川慎一裁判長は「国と市は無作為抽選を行わず、公務執行への信頼を傷付けた」と述べたが、「TMに参加し意見を述べる権利は、法的保護に値する利益ではない」として請求を棄却した。原告は控訴する方針。

判決によると、TMは京都の郷土文化振興のため開かれ、文部科学相らも出席。愛国心教育などを巡って市教委に話し合いを求めていた蒔田さん夫妻も応募した。市教委は関係者を動員し、応募者は定員の200人をオーバー。抽選が必要になった。

また、市教委は蒔田さんについて「過去のイベントでプラカードを掲げて大声を上げた」との不正確な情報を国に伝達。国は受け付け番号の末尾の数字で当落を決めることにし、蒔田さん夫妻の番号と同じ末尾「5」「9」の応募者約50人全員を落選とした。夫妻以外の原告2人は巻き添えで落選した。

国の調査で06年、不正抽選が発覚。国は蒔田さんに謝罪したが、訴訟では「発言できなくても表現の自由は侵害されない」と主張。市は「不正抽選は国が行った」と非を認めていなかった。

判決は「（警備上の理由で）落選させた目的自体は正当だ」と指摘。その上で「希望者の中で参加できない者が生じるのは当然の前提であるから、意見を述べることを期待する権利は法的保護に値しない」とした。【熊谷豪】

請求を棄却され、集会で厳しい表情を見せる支援者ら＝京都市中京区で8日午前10時22分、望月亮一撮影

「予想外」

支援者怒りの声

「予想外の判決で言葉も出ない」。閉廷後に原告側が京都弁護士会館で開いた報告集会には、支援者ら約100人が参加し、怒りの声をあげた。

原告代理人の小野誠之弁護士は「お粗末な判決で認めうるところがない」と反発。「原告らを排除して抽選したことを『公務の信頼を傷つけた』で片づけるのは常識に反する。排除の目的が正当というのは排除を許すのに等しく、民主主義ではない」と指摘。蒔田さんは「子供たちにうそはいけない、悪いことをしたら謝ろうと大人が言いながら、大人は悪いことは続けてもいいよという判決。許してはいけない」と述べ、「裁判を続けるしかない」と表明した。【太田裕之、広瀬登】

2008.12.9
第3種郵便物認可
朝日新聞

「排除に理由付け」

TM訴訟 原告ら判決に怒り

内閣府と京都市が開いたタウンミーティング（TM）をめぐる国家賠償請求訴訟で、京都地裁は8日、原告の訴えを全面的に退けた。政府が国会で謝罪までした作為的な抽選について「目的自体は正当」と述べた判決に、支援者や原告側弁護士からは怒りの声が上がった。

原告や支援者らは判決言い渡し後、中京区内で集会を開いた。支援者の北上田毅さん(63)は「国でさえ抽選の目的が正しかったとは主張していない。裁判所は排除にとんでもない理由付けをしてしまった」と怒りをあらわにした。

判決は、原告の蒔田直子さん(54)が入っている団体が、別の市教委主催の行事で大声を上げるなどしたことを踏まえ、「イベントが進められなくなる事態を回避するためだった」と認定した。

TMからは、市教委のイベントに参加したことがない、蒔田さんの夫の朴洪奎（パクホンギュ）さん(56)も排除された。蒔田さんは「気に入らない人の家族はまとめて排除してしまえばいいという論理は許されない」と声を震わせた。支援者からも、「戦後の米国であったマッカーシズム（赤狩り）と一緒だ」と怒りの声があがった。

元明治大教授で、行政法に詳しい竹内重年弁護士は「TMは単なるイベントではなく、国民の生の声を行政に反映させる民主制のシステムだ。しかし、法律で厳格な運用手続きが定められているわけではない」と指摘。「特定の応募者が排除され、発言機会を奪われるなど実質的不利益を受けているのに、判決で適切な救済が認められなかったのは残念だ」と話す。

（佐藤達弥、小林未来）

険しい表情で判決内容を聞く原告の支援者らＩＩ中京区の京都弁護士会館

TM不正 賠償認めず

落選操作「目的は正当」

京都地裁

内閣府と京都市が05年に開いたタウンミーティング（TM）で主催者側が特定の応募者を排除したため、発言の機会を奪われ、表現の自由を侵害されたとして、同市内などに住む男女4人が国と市に計800万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が8日、京都地裁であった。吉川慎一裁判長は「作為的な抽選は公務の執行に対する信頼を損なったが、TMに参加する権利は法的保護に値するとは言えない」と述べ、請求を棄却した。原告側は控訴する方針。

ＩＩ13面に関係記事

訴えたのは京都市左京区の大学職員蒔田直子さん(54)と、夫で中学教諭の朴洪奎（パクホンギュ）さん(56)ら。TMは05年11月に同市内で開かれ、小中高校生ら144人が参加した。

判決によると、内閣府は受付番号の末尾の数字を使って参加者を決める抽選をした際、原告2人の末尾数字を落選対象に設定。同じ末尾番号の人らとともに落選させた。

判決は、内閣府が、このTM以前に京都市教委が主催したイベントで蒔田さんが所属する団体の関係者がプラカードを掲げて大声を上げたことを踏まえ、蒔田さんを落選させたと認定。「市教委や内閣府の担当者が原告らを落選させた目的自体は正当なものといえ、憲法が想定するような不合理な差別が行われたと言うことはできない」と述べた。

TMをめぐっては、内閣府が質問する参加者や内容を事前に決めて依頼していたことなどが問題になり、政府が調査委員会を設置。調査報告書で、蒔田さんらに対する作為的な抽選行為が明らかになっていた。

（佐藤達弥）

2008.12.8
朝日

08.12.8 朝日(夕)

「最悪の判決だ」

TM訴訟 原告控訴の方針

思い描いた中でも最悪の判決だった――。政府などが主催したタウンミーティング（TM）をめぐる国家賠償請求訴訟で全面敗訴した原告の蒔田直子さん(54)は閉廷後、憤りを込めて話した。「これでは権力による権利の侵害にお墨付きを与えたことになる。司法が役割を投げ出してしまっている」と続けた。原告側は控訴する方針だ。＝1面参照

06年12月中旬。TMについての政府の調査報告書が京都で参加者を意図的に排除したことを指摘していると知り、「やっぱり」と思ったという。蒔田さんは京都市教委の道徳教育開始に懸念を表明した市民団体のメンバー。同じ団体の仲間が抽選に外れ、以前から「作為的に選んだのでは」と疑っていた。

裁判で蒔田さんは「不正な抽選で発言の機会を奪ったことは憲法が保障する平等権や表現の自由などを侵害する」と主張したが、認められなかった。蒔田さんは「国や市が頭ごなしに決めたことに市民が従わざるを得ない世の中は、あまりにもおかしい」と語った。

（小林未来）

タウンミーティング

「故意に落選」賠償認めず

京都地裁「差別でない」

京都市で二〇〇五年に開かれた政府主催のタウンミーティング（TM）の抽選で意図的に落選させられたとして、大学職員、蒔田直子さん（54）らが国や市に計八百万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、京都地裁は八日、請求を棄却した。

原告側によると、TMをめぐる訴訟の判決は全国で初めて。

判決理由で吉川慎一裁判長は「抽選と称して原告らを落選させたもので、公務の執行に対する信頼を傷つけた点があったことは否定できない」と指摘。落選については「不合理な差別とはいえない」と判断。京都市教委が原告らの情報を内閣府に伝えたことも「共催者内部の情報共有にすぎない」としてプライバシー侵害にはあたらないとした。

訴状によると、TMは〇五年十一月二十七日開催。一般公募で応募多数の場合は抽選とされた。共催の市教委は応募者名簿を送るよう内閣府に要請。蒔田さんら二人が過去の行事で進行妨害をしたなどと報告し、落選させるよう求めた。内閣府は蒔田さんらの受付末尾番号を落選予定数字に入れ意図的に落選させた。

内閣府大臣官房政府広報室の話　国の主張が認められた。控訴されても国としての主張は変えることはない。

08.12.8 日経(夕)

08.12.8 読売(夕)

落選者への賠償認めず

京都タウンミーティング訴訟 不正抽選は認定

地裁判決

内閣府と京都市教委が2005年11月に同市で開いたタウンミーティング（TM）の参加者抽選で、意図的に落選させられるなどした同市の市民団体のメンバーら4人が、表現の自由などの権利を侵害されたとして、国と市に1人あたり200万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が8日、京都地裁であった。吉川慎一裁判長は内閣府と市教委による不正抽選を認定したが、「TMに参加し、意見を述べる権利は法的保護に値する利益と言えない」として4人の請求を棄却した。4人は控訴する。

判決によると、「文化力親子TMイン京都」に参加を申し込んだ4人のうち、同市の大学職員蒔田直子さん(54)と中学教諭の夫(56)について、市教委は「別のイベントで大声を発して会場を混乱させた」などと内閣府に連絡。内閣府は抽選に際し、2人の応募受付番号の末尾の数字を落選番号に指定、同じ末尾番号などの理由で他の男性2人も選外とした。

4人は昨年1月に提訴。裁判で国は「市教委の要請で作為的に蒔田さん夫婦を落選させた」としたが、市は「警備上の理由から、蒔田さんの過去のトラブル情報を伝えただけ」と主張し、言い分が対立していた。

吉川裁判長は判決で、「市教委の要望をふまえて、内閣府が落選を決定した」と認定。そのうえで、「応募者多数の場合は抽選するとうたいながら無作為の抽選を行わなかった内閣府と市教委の行為には、公務の執行に対する信頼を傷つける点があった」と指摘。しかし、賠償責任については「落選させた目的は、抗議活動でイベントが進められなくなる事態を回避するためで正当。不合理な差別はなかった」と否定した。

判決後、京都市内で記者会見した蒔田さんは「うそをついて人をのけ者にしてもいいという判断を、司法が下すのを許してはいけない」と判決に憤った。

08.12.9 毎日(京都)

「権力の不正にお墨付き」

タウンミーティング不正抽選 国賠請求棄却

原告控訴、怒りの報告集会

不正抽選があった05年11月の内閣府主催・京都市教委共催の「文化力タウンミーティング（TM）京都」を巡り、落選者4人が国と市を相手取った国家賠償請求を棄却した8日の京都地裁（吉川慎一裁判長）判決。原告側は「権力の不正に司法がお墨付きを与えたことになる」と猛反発し、大阪高裁に即日控訴した。

【熊谷豪、広瀬登、太田裕之】

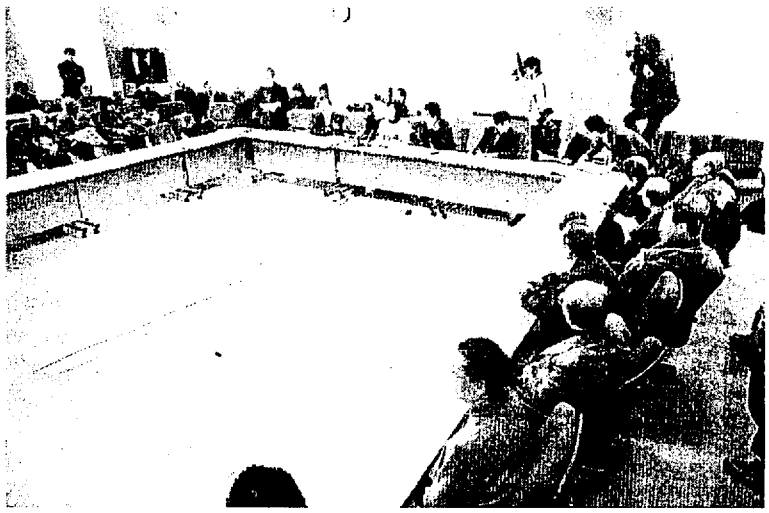

判決後に開かれた原告側の報告集会＝中京区の京都弁護士会館で、望月亮一撮影

「権力が人の尊厳を傷つけるのが軽いことなのか」。TMから意図的に排除された原告の蒔田直子さん(54)＝左京区＝は閉廷後、驚きと憤りの入り交じった表情で語った。

教育問題にかかわるようになったのは、市教委が01年、「道徳教育振興市民会議」で愛国心教育」を進めたのがきっかけ。「国を愛しているか？」といったアンケートが実施され、中学生だった次女は「いい子を装う芝居をするのが道徳教育か」と反発した。

知人らと02年に「『心の教育』はいらない！市民会議」をつくり、市教委に話し合いを求めてきた。担当者との面会を拒否され、申し入れに回答もなく、対話は閉ざされた。TMなら発言できると思い、次女と応募した。

しかし、参加者が殺到する訳でもないTMで知人全員が落選。「こんなのインチキやわ」と冗談を飛ばしていたが、その通りだった。情報公開請求で、市教委が国に「（蒔田さんの）元夫は在日本大韓民国民団の支団長」「民族差別を訴える本に名前が出ていた」と虚偽情報を伝えていたことまで判明し、開いた口がふさがらなかった。

市教委は「不正抽選にかかわっていない」と否定して謝罪もせず、悔しさが倍増した上での今回の判決。蒔田さんは「本当の被害者は一緒に落とされた子供たち」と述べ、裁判での闘いを続ける意思を表明した。

京都弁護士会館での報告集会では、やはり原告で夫の中学教諭、朴洪奎（パクホンギュ）さん(56)も『お上のやることは何でもあり』という判決で、ファシズムとの感想を持った。通常の市民感覚をもってしても異常」と指摘。〝巻き添え〟で落選した枚方市のアルバイト、松田浩二さん(52)は「門前払いに近い内容。判決をひっくり返していかなければ」。山科区の京都市職員、松本修さん(57)も「国の言い分をそのまま判決文にしたような判決。ここで我々が引き下がったら将来に災いを残す」と決意を新たにしていた。

「本当の被害者は一緒に落とされた子供たち」

市民感覚とかい離

「国民との直接対話」という掛け声とは裏腹に、TMは参加者に政府寄りの発言をさせたり、自治体職員に旅費を支給して動員したりといった不公正な運営が次々表面化し「世論誘導だ」と批判を浴びた。今回の訴訟は、全174回のTMを国が調査した中で唯一不正抽選が明らかになり、損害賠償訴訟にまで発展したケースだった。国も不正自体は認めて謝罪し、内閣府TM担当室長らを戒告処分している。

だが判決は「混乱を招かないため落選させた目的自体は正当だ」と述べ、これまでの議論をすべてひっくり返した。国による「異論排除」を事実上認める判決で、市民感覚とはかけ離れており、批判の声が上がるのは必至だ。

【熊谷豪】